志摩市選挙管理委員会告示第３９号

令和８年10月４日執行の志摩市南張財産区議会議員選挙における開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第268条により適用する同法第79条の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せて行うものとする。

令和８年９月２９日

志摩市選挙管理委員会委員長　谷　崎　充